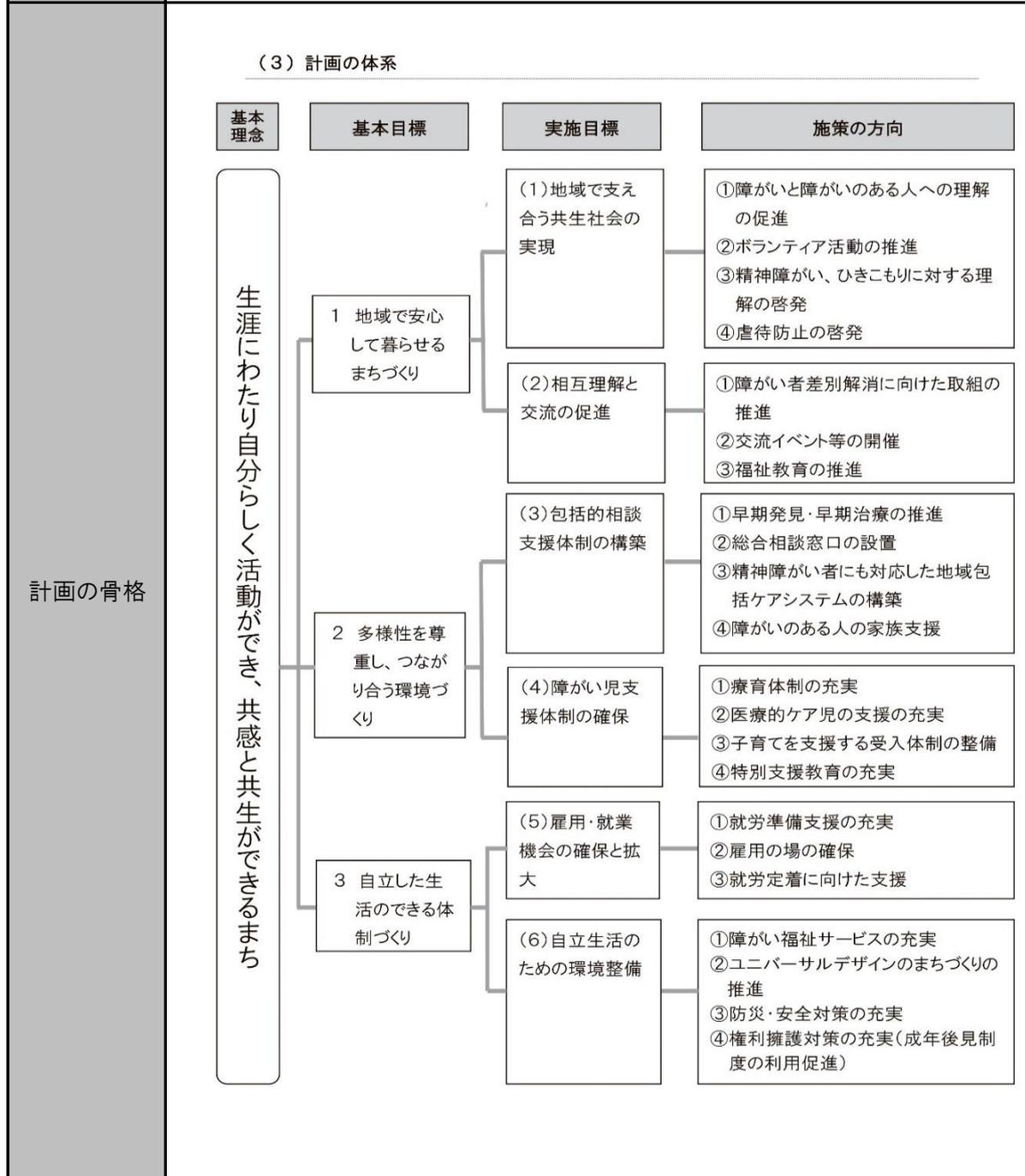


# 第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(令和3年度)

( 健康福祉部 地域福祉課 )

## ■計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 8 年度
位置付け	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。
目的・概要	計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。



## ■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	※別紙参照				

## ■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒューマンフェスタin亀山における差別解消3法をテーマにした講演等の開催により、不当な差別解消や、合理的配慮の提供に係る認識の向上につなげた。また、「暮らしの中のユニバーサルデザイン」の記事を広報に掲載し、誰もが利用しやすいまちづくりや情報・サービスを提供していくことの重要性を周知した。</li> <li>・利用者の利便向上のため、特別障害者手当や障害児福祉手当の手引きを作成し、ホームページに掲載するとともに、広報に記事を掲載した。</li> <li>・第2次亀山市障がい者福祉計画の見直しに当たり、障がいのある人へのアンケートを実施し、約1,400人からの回答を得て、基礎資料とした。</li> <li>・相談支援事業の受託者と月例報告会などで緊密な情報共有を図り、支援の方向性を確認し、さらなる支援につながるよう取り組んだ。</li> <li>・亀山市雇用対策協議会において、アンケート結果を活用して、当事者が抱く就労・雇用に関する悩みや、相談窓口の周知を図った。また、ハローワークと連携し、広報を通じて、特定求職者雇用開発助成金の周知を図った。</li> <li>・障害者総合相談支援センターでは、就労に関する相談として137件に対応した。</li> <li>・医療的ケアが必要な児童に日中一時支援事業が提供できる事業所の開設を促進するための加算制度の事業化を図った。</li> <li>・相談支援の評価や差別解消等、地域自立支援協議会の所管事項に関し、下部組織を活用して、委員以外も含めた検討ができるよう、要綱の改正を行った。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における支援体制の構築に向けた活動を推進し、「コーディネーターによるボランティアの育成、調整等、ひきこもりの実態調査、地域自立支援協議会での差別解消」等により、障がいのある人が地域で安心して暮らせるまちづくりにつなげることができた。</li> <li>・就労移行支援事業等により、福祉施設から一般就労に4人が移行できた。</li> <li>・感染拡大による通所入浴サービスの利用控えに、訪問入浴サービスが有効に機能した。</li> <li>・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、鈴鹿亀山圏域で設置した協議の場を設け、連携・協力関係機関の顔の見える関係づくりを進めた。</li> <li>・子どもの療育事業、専門機関と連携した相談、多機関連携による医療的ケア児の支援や小児リハビリテーション支援によって、困難事例の問題解決を図った。また、「医療的ケア実施ガイドライン」により保育所における医療的ケア児の適切な対応を図った。</li> <li>・知的障がいや精神障がいのある人が、地域で自立して生活できるよう生活支援員がサポートするとともに、日常生活上の福祉課題についてCSWと共同で対応し、多機関連携により解決を図った。</li> </ul>
総合計画推進への寄与度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人が自立して生活できるよう、サービスの向上と障害者総合相談支援センターや事業所との連携による相談支援を行った。特に、障がいのある人の経済的な自立のため、機会を捉えて相談窓口の周知を図ったことで相談件数の増加につながった。</li> <li>・昨年度に引き続き、通所入浴サービスを自粛している重度の障がいのある人に訪問入浴サービスを提供する等、住み慣れた地域で、自分らしく、自立して生活ができるようサービスを提供することができた。</li> </ul>

反省点・課題	<p>障がいのある人へのアンケート結果や窓口相談から、健康面・障がい以外に就労や経済面、対人・家族関係に係る内容が多いことや、身近で相談しやすい窓口の設置が望まれていることが把握できるが、令和3年度は計画見直し等に時間を要し、相談支援のあり方や、地域での自立した生活を支援するための拠点づくりに係る検討・議論が進められなかった。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>障がいのある人を取り巻く環境と相談内容は、年々複雑化しており、個人以外に世帯全体の支援が必要なケースが多く発生している。これらに対し、総合的・専門的な支援が図れるよう、総合相談窓口の設置や、地域の社会資源をつなぐコーディネート機能を備えた相談支援体制のあり方について、関係機関との協議の場を設けて議論するとともに、障がいのある人の自立を後押しするための地域生活支援拠点の整備に取り組んでいく。</p>
--------	---

## 第6期 障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画【進捗管理】

### 1 第6期亀山市障がい福祉計画の概要

第6期亀山市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（令和3年～令和5年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めたものです。

### 2 計画期間における目標値

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和元年度末時点における施設入所者数の6%以上を、令和5年度末までに地域生活へ移行することとし、また、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本目標としています。

#### 【成果目標】

障がいのある人の地域での自立生活を進める観点から、令和元年度末において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人を見込んで、令和5年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

令和元年度末現在、福祉施設に入所している人は29人です。目標年度である令和5年度末までには移行率6%以上に相当する2人を地域生活移行者数（目標値①）として設定します。また、令和元年度末における施設入所者数（29人）の1.6%以上に相当する1名を施設入所者の削減数（目標値②）として設定します。

項目	数値	進捗				
令和元年度末時点の入所者数（A）	29人					
令和5年度施設入所者数（B）	28人					
【目標値①】 地域生活移行者数 （A）の6%に相当する数値 （小数点以下を切り上げ）	2人減 （1.74）	令和3年度	0人	令和4年度	令和5年度	
【目標値②】 施設入所者の削減数（A-B） （A）の1.6%に相当する数値（小数点以下を切り上げ）	1人 （0.46）		0人			

#### 【令和3年度 成果・課題】

令和3年度は地域移行者がおらず目標が達成できなかった。今後、地域移行ができそうな人に対して、地域移行支援事業を活用するなど、入所施設等の関係機関と連携を図りながら取り組んでいく。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについての構築を行うこととしています。

### 【成果目標】

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

項目	数 値	進 捗					
		令和3年度	実施	令和4年度		令和5年度	
【目標値】 令和5年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場	実施						

### 【令和3年度 成果・課題】

協議の場に位置付けた、鈴鹿・亀山圏域の精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加する連絡会が開催され、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議を行った。

## (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針では、令和5年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証することとしています。

項目	数 値	進 捗					
		令和3年度	0か所	令和4年度		令和5年度	
【目標値】 令和5年度末の地域生活支援拠点の整備数	1か所						

### 【令和3年度 成果・課題】

地域生活支援拠点の整備に向けて取り組むことができなかったため、令和5年度末までの整備を目指し、早急に取り組んでいく必要がある。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ①福祉施設から一般就労への移行者数

国の指針では、次のとおりとしています。

- ①令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- ②就労移行支援事業については令和元年度の一般就労への移行実績から1.3倍以上、就労継続支援業A型については、1.26倍以上、就労継続支援B型は1.23倍以上とする。

### 【成果目標】

令和元年度に就労移行支援事業所から一般就労した人は4人であるため、1.3倍に相当する6人を目標値①として設定します。同じく就労継続支援A型から一般就労へ

移行した人は3人であるため1.26倍に相当する4人を目標値②として設定し、就労継続支援B型から一般就労へ移行した人は1人であるため1.23倍に相当する2人を目標値③として設定します。①②③を合計した目標値④は12人となります。

項 目		数 値	進 捗			
就 労 移 行 支 援 事 業	令和元年度の年間一般就労への移行実績者数 (A)	4 人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる数値			
	【目標値①】 令和5年度の一般就労移行者数 (A) × 1.3 (小数点以下を切り上げ)	6 人	令和3年度	1 人	令和4年度	令和5年度
就 労 継 続 支 援 A 型 事 業	元年度の年間一般就労への移行実績者数 (B)	3 人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる数値			
	【目標値②】 令和5年度の一般就労移行者数 (B) × 1.26 (小数点以下を切り上げ)	4 人	令和3年度	0 人	令和4年度	令和5年度
就 労 継 続 支 援 B 型 事 業	令和元年度の年間一般就労への移行実績者数 (C)	1 人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる数値			
	【目標値③】 令和5年度の一般就労移行者数 (C) × 1.23 (小数点以下を切り上げ)	2 人	令和3年度	3 人	令和4年度	令和5年度
令和元年度の一般就労移行者数 (D)		8 人	令和元年度において福祉施設を退所し一般就労した数… (A) + (B) + (C)			
【目標値④】 【①+②+③】 令和5年度の一般就労移行者数 (D) と比較し 1.5 倍		12 人	令和3年度	4 人	令和4年度	令和5年度

**【令和3年度 成果・課題】**

就労移行支援事業からの移行は1人、就労継続支援A型事業所からの移行は0人で目標を下回ったが、就労B型事業からは3人が移行することができた。今後も障害者就業・生活支援センターや福祉施設との情報共有や連携を図りながら、一般就労への移行者が増えるよう継続的な支援を行う。

**②就労移行支援事業の利用者数（新規：第6期～）**

国の指針では、令和5年度における就労定着支援事業を通じて一般就労へ移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。

**【成果目標】**

一般就労への定着が重要であることから、令和5年度の就労定着支援事業所の利用者

数を目標値として設定します。令和5年度の一般就労への移行人数は12人を目標値としていることから、就労定着支援事業利用者の目標値は9人とします。

項目	数値	進捗				
令和5年度の一般就労移行者数	12人					
【目標値】 令和5年度の就労定着支援事業所の利用者数 (A)の7割に相当する数値 (小数点以下を切り上げ)	9人	令和3年度	0人	令和4年度		令和5年度

**【令和3年度 成果・課題】**

就労定着支援事業の利用者は0人であったことから、当該事業の利用を促進するため周知等を図る必要がある。

**③就労移行支援事業所の就労定着率（新規：第6期～）**

国の指針では、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とするとしています。

**【成果目標】**

就労定着率（過去3年間の就労定着支援総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が8割以上の就労定着支援事業所の事業所数を設定します。

現在市内には就労定着支援事業所がなく、利用者は市外にある事業所を利用しています。令和5年度までには事業所が開設されるよう市内の事業所に働きかけていきます。

項目	数値	進捗				
令和5年度における就労定着支援事業所の全体数(A)	1か所					
令和5年度における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の数(B)	1か所					
【目標値】 就労定着率が8割以上の事業所数が全体の7割以上とする。 (A)における(B)の割合が、国の成果目標である7割を達成する事業所数	1か所	令和3年度	0か所	令和4年度		令和5年度

**【令和3年度 成果・課題】**

令和3年度に就労移行支援事業所の整備ができなかった。現在市内には就労定着支援事業所がなく、利用者は市外にある事業所を利用しているため、令和5年度末までには事業所が開設されるよう事業所等に働きかけていく必要がある。

(5) 相談支援体制の充実・強化等(新規:第6期～)

国の指針では、令和5年度末までに、各市又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施するとしています。

【成果目標】

相談支援体制の充実・強化するため令和5年度までに総合的・専門的な相談支援の実施体制及び地域の相談支援体制の強化の実施体制を確保します。

項 目	実施の有無	進 捗					
		令和3年度	未実施	令和4年度		令和5年度	
【目標】 総合的・専門的な相談支援の実施体制の確保（基幹相談支援センターにおける相談支援機能の強化を図る。）	実施	令和3年度	未実施	令和4年度		令和5年度	
【目標】 地域の相談支援体制の強化の実施体制の確保（基幹相談支援センターにおける地域の相談機関との連携強化を図る。）	実施	令和3年度	未実施	令和4年度		令和5年度	

【令和3年度 成果・課題】

総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化に係る実施体制を確保できなかったため、引き続き基幹相談支援センターの相談支援機能の強化と地域の相談機関との連携強化に取り組んでいく。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規：第6期～）

国の指針では、令和5年度末までに各市において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を確保するとしています。

【成果目標】

- ① 障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組として、初任者研修や権利擁護・虐待防止に関する研修への職員の積極的な参加を図るとともに、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析を活用し、請求の過誤を無くすための取組を行い、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

項 目	実施の有無	進 捗					
		令和3年度	未実施	令和4年度		令和5年度	
【目標】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築（職員は障がい福祉サービス等に係る各種研修に積極的に参加し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。）	実施	令和3年度	未実施	令和4年度		令和5年度	

## 【令和3年度 成果・課題】

職員が障害福祉サービスに係る研修等に参加するとともに、審査支払システムの結果分析と過誤請求の防止に努めたが、一方で、サービスの利用状況の把握、検証、事業所へのフィードバックができていないため、今後通常業務の中でこれを位置づけて進めていく必要がある。

### 3 障がい福祉サービスの活動指標とその確保のための方策

成果目標の達成に向けて、各サービスの必要な量の見込みである活動指標及びその確保のための方策を定めます。活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

時間/月…各年度のサービス提供時間の月間平均（各年度の実績又は見込値を12で割った数値）

人/月…各年度の利用人数の月間平均（各年度の実績又は見込値を12で割った数値）

人/日…「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

#### (1) 訪問系サービス

##### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間（時間/月）	790	820	850	722		
利用者数（人/月）	60	62	64	78		

##### ② 重度訪問介護

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間（時間/月）	600	600	850	350		
利用者数（人/月）	2	2	3	1		

##### ③ 同行援護

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間（時間/月）	80	80	80	58		
利用者数（人/月）	5	5	5	7		

#### ④行動援護

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付時間（時間／月）	1	1	1	0.25		
利用者数（人／月）	1	1	1	0.25		

#### ⑤重度障害者等包括支援

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付時間（時間／月）	0	0	0	0	0	0
利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0

#### ◆サービスを確保するための方策

居宅介護の事業所は、令和元年度には5か所になり、サービスを提供する環境は年々整いつつありますが、福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者が地域生活へ移行するためにも、引き続き、訪問系サービスの提供体制を整える必要があります。

また、新規参入を検討する事業所や既存の事業所に対し、夜間や早朝にも対応できる体制の確保やホームヘルパー等の人材確保に向け働きかけます。

#### 【令和3年度 成果・課題】

##### 【居宅介護】

利用者数が見込みよりも増加しており、自宅での介護ニーズの高まりにより、今後もさらなる利用者の増加が想定される。

##### 【重度訪問介護】

従来からの利用者に加え、新たな利用を見込んでいた1名のサービス利用がなかったため、見込みから半減となった。今後も積極的な情報提供により適切な支給量になるよう努める。

##### 【同行援護】

令和2年度は感染拡大等の影響で給付時間が減少したが、令和3年度は利用が増加した。視覚障がい者の社会参加や地域生活支援のため、計画相談事業所等と連携を図っていく。

##### 【行動援護】

当該サービスは鈴鹿・亀山圏域において2事業所でしか提供がなく、亀山市では0であるため、当該サービス提供ができる事業所の参入を促していく必要がある。

##### 【重度障害者等包括支援】

県内には対応できる事業所がないが、ニーズの把握に努めることとする。

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	1,900	1,960	2,020	1943		
利用者数（人／月）	100	103	106	95		

### ②自立訓練

#### 【機能訓練】

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	10	10	10	23		
利用者数（人／月）	1	1	1	1		

#### 【生活訓練（宿泊型自立訓練含む）】

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	23	23	23	23		
利用者数（人／月）	1	1	1	1		

### ③就労移行支援

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	270	290	310	205		
利用者数（人／月）	15	16	17	18		

### ④就労継続支援

#### 【A型：雇用型】

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	740	740	740	811		
利用者数（人／月）	36	36	36	46		

【B型：非雇用型】

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
給付日数（人日／月）	1,890	1,980	2,070	2018		
利用者数（人／月）	105	110	115	122		

⑤就労定着支援

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数（人／月）	4	5	9	0		

⑥療養介護

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数（人／月）	10	10	10	10		

⑦短期入所（ショートステイ）

【福祉型】

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
給付日数（人日／月）	250	265	280	246		
利用者数（人／月）	30	32	34	37		

【医療型】

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
給付日数（人日／月）	10	10	10	11		
利用者数（人／月）	1	1	1	3		

◆サービスを確保するための方策

「短期入所（福祉型）」についてはレスパイトとしての需要があり、需要の高さが伺えます。市内には定員5名の施設が1カ所しかないため、緊急時にも受け入れが可能となるよう事業者へ参入を促すととともに、鈴鹿・亀山圏域で広域的に空床の有効活用を図るためのシステムづくりの検討を行います。

【令和3年度 成果・課題】

【自立訓練(機能訓練・生活訓練)】

機能訓練が見込みを上回るとともに、生活訓練が見込み通りとなったことから、利用が定着していると思われ、引き続き制度の案内を図り、支給に繋がるよう取り組む。

【就労継続支援(A型・B型)、就労移行支援、就労定着支援】

・A型・B型ともに見込みを上回る事業利用により、実際の移行者は、就労移行支援事業では1人、就労継続支援(B型)では3人が一般就労に繋がった。(別数値より)一方で、就労定着支援は、実績がなかった。

【療養介護】

継続的な利用者があるため、引き続き利用が見込まれる。

【短期入所(福祉・医療型)】

福祉型は、利用者数の増加に伴って給付時間も年々増加していたが、令和3年度においては減少となった。しかし、今後、介護者の高齢化を背景として、利用は増加していくと予想され、ニーズに対応できるよう、事業所との調整を図っていく。一方、医療型はサービスの利用者・給付時間ともに見込みを上回り、今後も継続的な利用が見込まれる。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	1	1	1	1		

② 共同生活援助(グループホーム)

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	38	40	42	40		

③ 施設入所支援

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

利用者数（人／月）	30	29	28	34		
-----------	----	----	----	----	--	--

④地域生活支援拠点等整備及び機能充実の検討回数

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
検討回数（回/年）	1	1	1	0		

◆サービスを確保するための方策

重度障がい者が地域で生活し続けられるように、重度障がい者への対応が可能なグループホームの開設を促進していきます。

【令和3年度 成果・課題】

【自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援】

市内のグループホームは平成 24 年に1箇所が立ち上がり、令和3年度末では5箇所を増加している。今後もグループホーム利用者のニーズに応えられるよう、居住の場の確保のため、事業所等、関係機関と連携し、地域移行につながるよう継続的な働きかけを行う。

【地域生活支援拠点等整備及び機能充実の検討】

地域生活拠点等整備に係る取り組みが進められなかった。令和5年度末までの整備・実施に向け早急に取り組んでいく必要がある。

(4) 相談支援

①計画相談支援

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人／月）	60	65	70	60		

②地域移行支援

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人／月）	1	1	1	0		

③地域定着支援

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人／月）	1	1	1	0		

◆サービスを確保するための方策

- ① サービス計画相談支援の需要に応えるため、事業所へ新規参入を促します。また既存の特定相談支援事業所での相談支援専門員の増員を呼びかけます。
- ② 基幹相談支援センターが実施する研修や事例検討会を通じて相談支援専門員のスキルアップを行い、相談支援体制の充実を図ります。
- ③ 障がい者が地域で安心して自立した生活を送るための切れ目のない支援を行うため、地域移行支援、地域定着支援の周知に努めます。

【令和3年度 成果・課題】

【計画相談・地域移行・地域定着支援】

・計画相談は、計画相談利用のニーズに対応できるよう、相談事業所に適宜依頼しており、見込み同様1箇月当たり60人の利用があった。今後も障がい者本人が希望するサービスが提供できるよう事業所につないでいく。

・地域移行支援・地域定着支援は、市内に事業所がなく、令和3年度においても利用実績がなかった。今後、事業所の参入を促しつつ、地域移行支援の利用者が、地域定着支援へとつながるよう努める。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規：第6期～】

保健・医療・福祉関係者による協議の回数

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて、保健・医療・福祉関係者による協議を通じて精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築を進めます。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検討回数(回/年)	3	3	3	3		

◆サービスを確保するための方策

鈴鹿・亀山圏域における保健・医療・福祉関係者による協議を通じて、顔の見える関係を構築し、事例検討を通して地域課題の共有を進めるため、年に3回の検討会を実施します。

【令和3年度 成果・課題】

協議の場に位置付けた、鈴鹿・亀山圏域の精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加する連絡会が開催され、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議を行った。このことから、関係者による協議を通じて、地域課題の共有、連携の確認等を行うことができた。

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新規：第6期～】

地域の相談体制の強化

基幹相談支援センターについて、機能の強化を図りながら総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

区分		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導及び助言	訪問等による実施件数	60	60	60	0		
地域の相談支援事業者の人材育成	研修会の開催回数	2	2	2	2		
地域の相談機関との連携強化の取組	相談支援事業所担当者連絡会の開催回数	12	12	12	7		

◆ サービスを確保するための方策

- ① 計画相談支援の質の向上のため基幹相談支援センターが地域の相談支援事業所に訪問等を行い、指導、助言や援助を行います。
- ② 月1回「相談支援事業所担当者連絡会」を開催し、情報交換や顔の見える関係づくりを行い、地域の相談機関との連携強化の取組を行います。
- ③ 地域の相談支援事業者の人材育成のため「基幹相談支援センター」で年2回の研修を行う他「相談支援事業所担当者連絡会」の中で事例検討会を行い相談支援専門員のスキルアップを図ります。

【令和3年度 成果・課題】

計画相談支援の質の向上のための地域の相談支援事業所への基幹相談支援センターによる訪問が全くできていなかった。相談支援体制の充実・強化を図っていくため、計画に設定している目標を達成するため取り組む必要がある。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組【新規：第6期～】

障がい福祉サービスが多様化する中で、障がい者等が真に必要なサービス等が提供できているか検証を行います。また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析を活用し、請求の過誤を無くし、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービスに係る研修	市職員の参加人数	10	10	10	8		

## ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
事業所との審査結果の共有	実施回数	12	12	12	12		

### ◆サービスを確保するための方策

- ①県、国保連合会、システム委託会社などが主催する研修への市職員の積極的な参加を図ります。障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。
- ②障害者自立支援審査支払等システム等による月1回の審査結果の分析を各事業所へ共有します。請求の過誤を無くすための取組を行い、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

#### 【令和3年度 成果・課題】

月ごとの審査において障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、請求の過誤を防止するよう取り組んだ。

## 4 地域生活支援事業の目標とその確保のための方策

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がいがある人に関する地域住民の理解を図るための啓発活動等を実施します。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・見込値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業の実施	実施の有無	実施	実施	実施	実施		

### ◆サービスを確保するための方策

「ヒューマンフェスタ in 亀山」や「あいあい祭り」等において、障がい者等への理解や障害者差別解消法や障害者虐待防止法等についてより多くの方へ普及啓発できるように取り組みます。

#### 【令和3年度 成果・課題】

感染拡大によりあいあい祭り等のイベントは開催されなかったが、ヒューマンフェスタにおいて差別解消関係3法の啓発等を実施した。

### (2) 相談支援事業

障がいがある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整や必要な援助を行います。

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者総合相談 支援センター	箇所数 (か所)	1	1	1	1		
基幹相談支援 センター	設置の有無	有	有	有	有		
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	実施の有無	検討	実施	実施	検討		

◆サービスを確保するための方策

- ①障害者総合相談支援センターには、令和元年度 2,583 件、令和 2 年度 3,243 件の相談実績があり、ニーズが増加していることから、今後も障がいがある人や家族が気軽に相談できる場として広く利用できるように周知を図ります。
- ②基幹相談支援センターについては、地域の中核的な相談支援事業所としての機能強化を図ります。

【令和3年度 成果・課題】

相談件数が 4,243 件に増加するとともに、相談内容も複雑化しており、相談者世帯全体の課題や複合的な課題を抱えるケースが増えている。これらに対応していくため、基幹相談支援センターの機能の強化、各相談機関との連携や関係機関とのネットワークの構築など、相談支援体制の充実を図る必要があることから、地域自立支援協議会などにおいて、相談支援に関わる各主体が課題等を共有し、協議を行う場を検討していく。

(3) 成年後見制度利用支援事業

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人)	1	2	2	0		

◆サービスを確保するための方策

後見人報酬の助成に関する対象者の見直し及び拡大を検討します。また、国は、成年後見利用促進計画に基づき、令和 3 年度までに広報、相談、利用促進などの機能を備えた中核機関の設置を求めています。今後、市でも成年後見に係る周知啓発や申し立てなどのコーディネートを行う中核機関の設置を目指します。

【令和3年度 成果・課題】

令和3年度は成年後見制度利用支援事業の実績はなかった。成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、県委託事業「成年後見制度促進市町支援事業」による研修に職員が参加した。

#### (4) 成年後見制度法人後見支援事業【新規：第6期～】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することにより、障がいがある人の権利擁護を図ります。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有	無		

##### ◆サービスを確保するための方策

法人後見の活動を安定的に実施するための体制づくりに向けたヒアリング調査を行うとともに、法人後見を担う団体が困難事例等に円滑に対応できる支援体制を多面的に検討し、法人後見の実施に向けた検討を進めます。

##### 【令和3年度 成果・課題】

法人後見の実施に向け、支援体制等について内部での検討を進めた。

#### (5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者 派遣事業	実利用件数 (件)	10	11	12	2		
要約筆記者 派遣事業	実利用件数 (件)	2	2	3	0		
手話通訳者 設置事業	実設置者数 (人)	1	1	1	1		

##### ◆サービスを確保するための方策

- ①手話通訳者や要約筆記者の派遣については一般社団法人三重県聴覚障害者協会に委託し、意思疎通の支援を行っています。今後も手話通訳や要約筆記を必要とする方の利用を促進するため、他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。
- ②手話通訳設置事業については、平成28年度から1名の手話通訳者を週1回あいの窓口配置しています。今後も、市の窓口で手続き等を行う際にコミュニケーションが円滑にできるように努めます。

### 【令和3年度 成果・課題】

令和3年度の手話通訳者派遣事業は2件、要約筆記者派遣事業は0件であった。利用者が少ない状況が続いていることから、他の伝達・コミュニケーション手段や活用媒体を含め、手話通訳のニーズを検証していく必要がある。

## (6) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がいのある人や知的障がいの人、精神障がいの人などに自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	6	7	9	5		
自立生活支援用具	7	9	11	7		
在宅療養等支援用具	12	14	16	10		
情報・意思疎通支援用具	7	9	11	6		
排泄管理支援用具	1,080	1,100	1,150	1,097		
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	4	4	5	0		

### ◆ サービスを確保するための方策

今後も給付対象者が増加し、日常生活用具のニーズの多様化が推察されます。そのため、ニーズに対応した各種用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明を行い適切な給付に努めます。

#### 【見込量の確保の方策】

障がい者手帳の所持者が増加してきており、今後も給付対象者は増加すると推察されます。各用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り、適切な給付に努めます。

### 【令和3年度 成果・課題】

令和3年度は、日常生活用具等給付全般において、見込みと比較し実績が少なかったが、ストマなどの排泄管理支援用具を中心として継続的な利用が見込まれ、対象者に必要な用具が迅速に給付できるよう、支援に努めていく。

## (7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	34	38	42	26		
	延べ利用時間数 (時間)	2,040	2,280	2,520	1,675		

◆サービスを確保するための方策

障がいのある人等の多様な活動や社会参加、自己実現を支える重要なサービスとして、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、必要な人にサービスが十分提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【令和3年度 成果・課題】

感染拡大等が影響し、利用者数・利用時間ともに見込みよりも減少となったが、今後、利用者の増加も想定されるため、確実なサービスの提供を図っていく。

(8) 地域活動支援センター機能強化事業【新規：第6期～】

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障がいがある人の地域生活支援の促進を図ります。

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施個所数 (か所)	/	1	1	/		
実利用見込者数	実利用人数 (人)	/	10	10	/		

◆サービスを確保するための方策

地域活動支援センターについては、「創作的活動、生産活動の機会の提供等の支援を行う基礎的事業」に加え、「機能訓練、社会適応訓練などを行う機能強化事業」を行うことができるよう、本市の実情に応じた形態の検討を進めるとともに事業所の参入を促します。

≪任意事業≫

(1) 訪問入浴サービス【新規：第6期～】

在宅の身体障がい者に訪問入浴車による家庭での入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、地域での生活を支援します。

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)	6	6	6	7		

◆サービスを確保するための方策

平成31年4月から事業を開始しています。今後も、継続的なサービスの利用が見込まれることからサービスが十分に提供されるよう実施事業所の確保に努めます。

【令和3年度 成果・課題】

障がい児3名、障がい者4名の利用があった。引き続き利用促進を図っていく。

(2)生活訓練等

視覚障がい者等を対象に、日常生活上必要な訓練、指導などを行います。

◆サービスを確保するための方策

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活訓練等	実利用者数(人)	11	12	13	13		

視覚障害生活訓練員による生活訓練を行うことにより、視覚障がい者の社会参加の促進を図ります。利用を促進するために他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。

【令和3年度 成果・課題】

対象者は継続して事業を利用していることから、引き続きサービスを提供していくとともに、利用者の拡大を図る。

(3)日中一時支援

障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を推進するため、障がい者等の日中における活動の場を確保し、日中の見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援	実利用者数(人)	160	170	180	161		
	延べ利用日数(日)	6,950	7,400	7,800	7,443		

◆サービスを確保するための方策

日中一時支援は、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、サービスが十分に提供されるよう、障がい者や障がい児の日中活動の場を確保し、ニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

【令和3年度 成果・課題】

サービスの利用は、令和元年以降大幅に増加しており、令和3年度も見込値を超え、利用ニーズが高いことから、確実に支援を提供していく。

(4) 地域移行のための安心生活支援【新規：第6期～】

障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備します。

◆ サービスを確保するための方策

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居室確保事業	実施の有無	検討	検討	実施	検討		

地域生活支援拠点等の整備に併せ、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室確保の事業化に向け検討を行います。

【令和3年度 成果・課題】

地域での自立した生活を支援するための拠点づくりに係る検討が十分進められなかった。今後、地域生活支援拠点の整備のために、特に課題である緊急時の受け入れ対応先の確保や体験的宿泊のための居室確保の事業化、地域の体制づくりを重点的に進める必要がある。

## 5 第2期亀山市障がい児福祉計画の概要

第2期亀山市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障がい児通所支援等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（令和3年～令和5年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めています。

## 6 計画期間における目標値

障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針は、次のとおりです。

- ①令和5年度末までに市町村において児童発達支援センターを1か所以上設置する。また、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することで、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ②令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1ヶ所以上確保することや、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児コーディネーターを配置する。

### 【成果目標】

- ①市では、市単独で発達に配慮等を要する子どもとその家庭を対象に、子どもの発達の状態や特性に応じて、個別や集団の療育を行っています。また、保育所や幼稚園等と連携して巡回相談を行い、集団生活に適應するための専門的な支援を行っています。現在行っている各事業の充実を図りながら、新たに児童発達支援センターの設置を目指します。
- ②未就学の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は現在市内にはありません。令和5年度末までに1か所となるよう引き続き参入を促します。就学児以上の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は現在市内に1か所あり、令和元年度末の利用者は3名であることから引き続き確保に努めます。なお、医療的ケア児支援のため、平成29年度に三重大学、三重病院、津市、鈴鹿市、伊賀市、名張市ともに広圏域で保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置しました。今後も他機関及び他市と連携協議しながら更なる支援体制の充実を図ります。また、医療的ケア児等コーディネーターについては、現在市内の障害児相談支援事業所に2名配置していますので、引き続き確保に努めます。

項 目	数 値	説 明
【目標値】 令和5年度末の児童発達支援センターの設置	1 か所	市単独で行っている相談療育事業や保育所への訪問等支援の充実を図りながら、児童発達支援センターの設置を目指します。
【目標値】 令和5年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 か所	
【目標値】 令和5年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数
	1 か所	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の維持及び更なる充実	1 か所 広圏域	協議の場を維持しつつ内容の更なる充実について他市及び他機関と連携を行っていきます。
【目標値】 医療的ケア児等コーディネーターの配置	2 名	障害児相談支援事業所に医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

#### 【令和3年度 成果・課題】

児童発達支援センターの必要な機能等を検討するため、市の情報共有等の協議ができる場を設け、検討を進めた。今後も、必要な機能を検討し、関係部署との協議を進めていく。

重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は市内に1か所のみであり、計画目標値の実現に向け、新規参入を促していく。

また、医療的ケアが必要な児を支援するため、「にじいろネット」に参画し、三重大学小児トータルケアセンターや近隣5市と医療的ケアに係る課題の検討・情報共有を図った。

## 7 障がい児福祉サービスの目標とその確保のための方策

障がい児通所支援等は、発達支援の提供や放課後等の障がい児の居場所づくりなどを行うものです。成果目標の達成に向けて、障がい児通所支援等の必要な量の見込みである活動指標及びその確保のための方策を定めます。

### ①児童発達支援

未就学の障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付日数（人日／月）	270	297	315	261		
利用者数（人／月）	30	33	35	37		

### ②医療型児童発達支援

障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援及び治療を行うサービスです。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付日数（人日／月）	0	0	10	0		
利用者数（人／月）	0	0	1	0		

### ③放課後等デイサービス

就学している障がい児（6歳から18歳）に対して、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行うサービスです。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付日数（人日／月）	1,275	1,320	1,350	1,632		
利用者数（人／月）	85	88	90	120		

#### 【令和3年度 成果・課題】

##### 【放課後等デイサービス】

平成27年度以降、給付時間・利用者数が激増し、見込値を大きく上回っている。小学校入学時での利用開始以後の継続的な利用を含め、今後も増加していくと思われるため、事業所と連携を図って対応していく。

#### ④保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等などに通う障がいや発達に遅れのある児童に対して、他の児童との集団生活に適応できるように支援を行うサービスです。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付日数（人日／月）	0	0	5	2.25		
利用者数（人／月）	0	0	1	4		

#### ⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付日数（人日／月）	3	3	3	1.75		
利用者数（人／月）	2	2	2	1		

#### ⑥障害児相談支援

障がい児通所支援又は障がい福祉サービス等を利用する全ての障がい児を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画（案）の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。さらに一定期間ごとに支援内容が適切かどうかサービス等の利用状況を確認し計画の見直し（モニタリング）を行います。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	37	43	47	31		

#### ⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数（人）	2	2	2	2		

---

◆ サービスを確保するための方策

今後も「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の更なる需要が見込まれます。支援を必要とする障がい児に適正な支給量のサービス提供ができるよう、事業所へ新規参入を促します。また既存の事業所での拡充を働きかけます。

【令和3年度 成果・課題】

【保育所等訪問支援】【居宅訪問型児童発達支援】【障害児相談支援】【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数】

計画相談の利用は、児童に係るサービスの増加にあわせ年々増加しており、今後もその傾向は続くと思われる。児の相談支援を希望する利用者が支援を受けられるよう、事業所と連携を図りながら対応していく。また、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援の事業所は市内にはないため、利用者のニーズを把握し、事業所の参入を促していく。

市内の計画相談事業所において令和2年度からコーディネーターが2名となっており、現行の体制を維持できるよう取り組んでいく。

## 第2次亀山市障がい者福祉計画事業管理シート

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
<b>1 地域で安心して暮らせるまちづくり</b>						
<b>(1)地域で支え合う共生社会の実現(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P29～34)</b>						
<b>①障がいと障がいのある人への理解の促進</b>						
			<b>1 福祉意識の向上</b> 障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。	・広報かめやまで「暮らしの中のユニバーサルデザイン」についての情報を掲載し、年齢、性別、言語、障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすいまちづくりや情報・サービスを提供していくことの重要性を周知した。 ・「ヒューマンフェスタin亀山」において、「『差別解消三法』をご存じですか？ ～あなたが思っていることを話してみませんか～」をテーマに、差別解消三法についての啓発を行うとともに、「障がい者・高齢者・ひきこもり・外国人・子ども」をテーマにした分科会交流を行った。参加者は、当事者の現状を知り、支援に関する団体等と交流することで、共生社会の理念や福祉意識を向上することができた。 (参加者:106名)	・広く市民に啓発していくというフェスタの趣旨に則り、より幅広い地域・年齢層の方に参加していただける開催方法を検討していく必要がある。加えて、withコロナ社会において、イベント開催以外の方法によっても、障がいや障がいのある人への関心と理解が深まるような方法等を検討する必要がある。	・「ヒューマンフェスタin亀山」を継続して開催するとともに人権研修等により、より多くの方へ普及啓発できるように取り組んでいく。また、地域の支援者等に対しても、共生社会の理念や福祉意識の向上に向け、地域訪問など、重層的に情報提供を行う。 ・福祉意識の向上と合わせて障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等についても周知啓発を図っていく。
			<b>2 障がい福祉制度の情報提供の充実</b> 制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。	・第2次障がい者福祉計画見直しの基礎資料とするため障がいのある方へのアンケートを実施し、市の障がい福祉に係る意識を調査した。 ・HPで障がい者福祉制度・サービスに係る申請方法等を掲載し、利用者の利便向上を図った。	・障がいのある方の情報入手媒体や緊急時の情報伝達手段等についてより詳細な調査をする必要があった。 ・HP等を通じたわかりやすい情報の発信に取り組むとともに、申請などに際して対象者に使いやすいものにしていく必要がある。	・アンケートの結果を踏まえ、対象者に迅速かつ確実に情報提供が可能な方策を検討する。 ・申請書などの様式をHPからダウンロードできるよう掲載データの拡充を図る。
<b>②ボランティア活動の推進</b>						
			<b>1 ボランティアの育成と活動の支援</b> 社会福祉協議会が行うボランティア講座等によるボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動が活発になるよう支援します。	・ボランティアセンター(社会福祉協議会)にボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアを必要とされている方や、活動に関しての相談、調整斡旋などのコーディネート(年28回)を行った。 また、生活支援コーディネーターが中心となり、住民同士の助け合い・支え合い活動として、城北地区で「城北サポート隊」が組織化された。 ・特別支援学校卒業生が亀山朗読奉仕会の会員となれるよう、つなぐことができた。	・ボランティア組織内の高齢化が進む中、次世代の育成や組織の存続が課題である。 ・活動の担い手の養成や活動の支援に向け、コーディネート機能の強化が必要である。 ・全22地区で実施した地域ヒアリングでは、地域ごとで抱える課題やニーズが異なることから、地域の特性に応じたしくみづくりが必要である。	・地域福祉の観点からボランティア等への支援方策や連携・協働体制の強化に向け、個々のニーズをくみ取り、つなぐことができる新たなしくみづくりの検討を進めていく。
			<b>2 障がい者団体への支援</b> 障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っていけるよう、ピアカウンセリングの開催など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の活動を支援します。	すべての障害者が家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに寄与することを目的として活動する亀山市障害者福祉協会の活動支援のため予算を計上したが、新規団体の設立が見込めず減額した。	感染拡大等による接触機会の制限により新規団体設立を促進できなかった。	引き続き新たな障がい者団体の立ち上げに向けて、協議等を行っていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			<b>3 地域における見守り・支援体制の構築</b> 支援が必要な障がい者への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手の活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。	・青少年総合支援センターには、青色バトロール車による見回り・声かけを行う補導員、メンタルケアや自立支援を担う支援員を配置している。支援員については、発達検査に参加するなど、福祉課題を抱える要支援者の実態把握に努め、寄り添う相談支援の実施に繋がった。 ・民生委員・児童委員、福祉委員など地域の支援者が、複合的な福祉課題を抱えた障がい者の世帯を把握した場合は、CSWにつないでいただくよう、地域まちづくり協議会(福祉委員会)に訪問し、説明した。	・福祉課題を抱える相談者の自立支援等は、青少年総合支援センター単体で完結できるものではないことから、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。 ・病院受診ができず、障がい者手帳の取得に至れない人や障がいの受容ができない人が顕在化している。	・地域全体で支える支援体制の構築に向け、青少年総合支援センターの補導員による見回り・声かけ活動及び支援員による相談対応を引き続き実施していく。 ・障がいの有無に関わらず、複雑化・複合化した福祉課題を抱えた世帯を把握した場合は、CSWや精神障がい者アウトリーチ事業等につなぎ、福祉と医療等の連携を図っていく。
			<b>③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発</b>			
			<b>1 精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発</b> 精神疾患や精神障がい者への偏見や差別をなくすため、精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組みます。	・精神疾患や精神障がい者への偏見や差別をなくすための積極的な取組みができなかった。	・精神障がいをはじめとした障がいについて、地域の支援者に正しく知識を深めてもらえるよう、普及・啓発活動が十分とは言えない。	・引き続き地域福祉の担い手に対する普及・啓発を進める。 ・地域自立支援協議会において、障がい者差別解消の支援に係る協議の中で精神障がいに対する差別や偏見の問題についても取り上げていく。
			<b>2 ひきこもりへの理解を深める取組の推進</b> 不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図りながら対応できるよう支援体制の強化を図るとともに、地域のつながりをいかした見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組みます。	・相談者が在籍している学校や関係課より、事前に情報共有を受けたうえで、本人もしくはその家族とのコミュニケーションの中で不登校やひきこもりの実態把握に努め、寄り添う相談支援に取り組んだ。 ・ひきこもり支援に関わる関係団体(12団体)へのヒアリング調査をはじめ、全ての民生委員・児童委員を対象とした実態調査(県実施)や市民アンケートを実施し、本市におけるひきこもりの実態調査を行った。	・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。 ・ひきこもりは、依然、潜在的なニーズがあると考えられることから、地域とのネットワークや社会資源の活用なども含め、支援の必要な人が支援につながる体制づくりを進めていく必要がある。	・支援員による相談者に寄り添う自立支援を継続していくとともに、要支援者に「青少年総合支援センターの活用」が選択肢の一つとして情報が届くよう継続発信していく。 ・ひきこもりの方へのアウトリーチによる相談支援をはじめとした相談窓口機能の強化を図るとともに、当事者の実情に応じた居場所づくりや福祉サービス事業所などの協働関係によるゆるやかな就労の場づくりを進める。
			<b>④虐待防止の啓発</b>			
			<b>1 虐待防止に向けた啓発活動</b> 虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため、身近に相談できる窓口のあることを周知します。	・高齢者・障がい者の虐待の防止については対応マニュアルを見直すと共に周知に努めた。また虐待に関する通報や情報提供があった場合は、地域包括支援センターと連携を取りながら速やかにケース会議を開催し、対応にあたった。 ・虐待防止・権利擁護の研修に職員が参加した。	・高齢者人口の増加や虐待に至る課題も複雑化しており、以前にも増して他機関との連携が重要になってきている。また、2カ所に設置した地域包括支援センターなどの相談窓口の周知や虐待防止に向けた啓発を強化する必要がある。	・引き続き相談窓口の周知及び虐待防止について啓発を行っていく。高齢者においては、地域包括支援センターと連携し、早期相談、発見介入に向けて啓発を行う。
			<b>2 人権意識を高める啓発</b> 一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタin亀山や街頭啓発など、あらゆる場を通して人権啓発を行います。	・すべての人の人権を守るため、ヒューマンフェスタin亀山の開催や人権啓発チラシ、市広報等で、広く啓発を行った。また、人権相談は、毎月3回、市役所、関支所で行い、さらに人権擁護委員の日と人権週間に合わせて特設人権相談を年2回実施した。	・広く市民に啓発していくというフェスタの趣旨に則り、より幅広い地域・年齢層の方に参加していただける開催方法を検討していく必要がある。	・「ヒューマンフェスタin亀山」において、より多くの団体に参画してもらえるように働きかけていく。また、様々な機会、様々な手段を活用し、引き続き人権啓発に取り組むとともに、人権相談をしたい人が相談できるように相談日や相談機関等の周知に努める。

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
(2)相互理解と交流の促進(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P35～39)						
①障がい者差別解消に向けた取組の推進						
			<b>1 障がい者差別解消に向けた啓発</b> 障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるように、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。	・広報かめやまの人権啓発のコラム及び「ヒューマンフェスタin亀山」のチラシにおいて、「差別解消三法」について掲載し、「障害者差別解消法」をはじめとした法律の周知を行った。。また、「ヒューマンフェスタin亀山」の全体会においても、市担当者から法律の認知度や法律のある意味等を発信し、障がい者差別解消に向けた啓発を行った。	・障害者差別解消法をはじめとした差別解消三法や亀山市人権条例の周知、及び障がい者理解を深めるなどについて、より市民啓発を進める必要がある。	市民や地域の支援者など、対象者に応じた周知・啓発に努めるとともに、既存の周知方法や媒体の内容について、より分かりやすく、関心と理解を深めていただけるよう、工夫を行っていく。
			<b>2 障がい者差別解消のための体制整備</b> 地域の実情に応じた差別を解消するため、障がい者団体や相談支援事業所など、さまざまな関係機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整えます。	地域自立支援協議会の分野別部会を活用して、不当な差別の解消や合理的配慮の提供等に係る協議を行っていくため、要綱の改正を行った。	地域自立支援協議会では、障害者差別解消法に係る不当な差別的取扱い等に係る相談件数の報告のみを行った。	・地域自立支援協議会において、障がい者差別解消の支援に係る協議の中で、障がい者差別解消に係る現状把握、課題の抽出や方策について検討できるよう取り組む。
			<b>3 職員対応要領の研修</b> 窓口等において職員が障がい者に適切に対応できるよう、障がい者を理由とする差別の解消を推進する対応要領に基づいた研修を行います。	・障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施した。	・新規採用職員にのみ研修を実施しており、職員全体への啓発不足である。	・三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を行うなど、職員全体に対する研修、啓発を継続的に実施していく。
②交流イベント等の開催						
			<b>1 交流イベントの開催</b> 障がい者への理解を深める機会として、あいあいまつり等、より多くの障がい者の参加を図りながら、交流を深められるイベントを開催します。	・12月の人権週間に開催した「ヒューマンフェスタin亀山」において、障がい者をはじめ、高齢者・ひきこもり・外国人・子どもをテーマにした分科会を行い、障がい者の現状について交流し、理解を深めた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、あいあいまつり(10月)は、令和2年度同様に中止に至った。	・「ヒューマンフェスタin亀山」をより市民啓発につなげるため、講演会の開催とあわせて、市民が交流できる場となるよう工夫していく必要がある。 ・コロナ禍を起因として、あいあいまつりの開催形態や内容などを含めた今後のあり方について、検討していく必要がある。	・「ヒューマンフェスタin亀山」を継続して開催し、より多くの方へ普及・啓発できるよう取り組んでいく。 ・あいあいまつりの方向性については、健康福祉部内で検討しながら、見直しを進めていく。
			<b>2 障がい者のスポーツ参加の推進</b> 障がい者が、スポーツイベントに参加できるような環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。	大会の参加支援を行う為、スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金支給を広報した。(申請:0件)。	全国大会等出場する人以外の、市内障がい者スポーツ競技者の把握が困難なことから、全体的な要望等がつかみにくい。	引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給するとともに、障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めていく。
③福祉教育の推進						
			<b>1 福祉教育推進助成事業の推進</b> より多くの児童・生徒が福祉教育を受けられるように社会福祉協議会による助成事業を行い、学校における地域交流や体験学習などを通して障がい者理解を深めます。	総合的な学習の時間、道徳の授業を中心として障がい者理解の学習を行った。	コロナ下において体験な学習ができていない現状がある。	引き続き、総合的な学習の時間や道徳の授業を中心として体験学習などを通して障がい者理解を進めます。

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			<b>2 生涯学習講座の充実</b> 「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人となない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。	「リンパケア講座」や「筋膜ストレッチ」「ポールウォーキング」など、介護予防に活用できる講座を実施し、障がい者に対する理解が深められるような学びの機会を設けた。	介護予防など間接的に関連のあるテーマの講座内容になっているため、各団体や行政関連部署と連携しながら内容を検討する必要がある。	今後も各団体や関係課などと講座内容を調整のうえ、障がい者に対する理解及びが障がいのある人となない人の交流が深められる学びの機会の創出を図っていく。
			<b>3 交流・体験活動の充実</b> 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を育みながら成長できるよう、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。	各学校において、特別支援学級の児童生徒との交流を行うとともに、県内の特別支援学校に在籍する児童生徒が「居住地校交流」を行い、市内小中学校に在籍する児童生徒と交流する機会を設けた。	地域と連携した取組まで至っていない。	児童生徒の発達段階に応じて支援学校や支援学級の児童生徒との交流を図る。また、地域と連携した取組を進める。

## 2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり

### (3) 包括的相談支援体制の構築(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P40～45)

#### ① 早期発見・早期治療の推進

##### 1 乳幼児健診等のフォロー体制の充実

健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めるとともに、支援が必要な乳幼児には、関係部署と連携したフォローを行います。

・乳幼児健康診査の未受診者について健康づくりGが電話や家庭訪問等により実態把握を行った。また、支援が必要な乳幼児とその保護者に関して、関係部署と連携し、フォローを実施した。

母子手帳発行時等に乳幼児健診について周知し、受診時期に案内も送付しているが、未受診者がいることが課題である。

引き続き、未受診のケースの実態把握に努め、受診勧奨を行うとともに、支援の介入が必要な家庭には関係機関と連携して、フォローを展開していく。

##### 2 発達が気になる子どもの支援体制の強化

きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。

・家族や子ども自身、学校や園等からの相談について連絡調整を行い、家族や子どもの悩み、障がいなど、子どもとその家族が地域で健やかに成長できるよう関係機関がお互いに連携を図りながら支援を行った。

・子どもが健やかに成長できるよう、配慮が必要な子どもの早期発見・支援や児童虐待の未然防止が行えるよう取り組む。

・相談者のニーズを的確に捉え、発達に配慮が必要な児童の早期発見・支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、子ども包括支援センターや関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に向けて取り組んでいく。

#### ② 総合相談窓口の設置

##### 1 総合相談窓口の設置

障がい者、高齢者、児童などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の再構築を行います。

・地域包括支援センターが2カ所に設置され、総合相談窓口として機能する体制を支援することができた。  
・生活困窮者自立支援事業における「福祉なんでも相談窓口」について、相談窓口の周知を行った。また、市民アンケート調査により、さまざまな相談を1カ所で行える窓口の意向を確認した。

・相談者の利便性の向上を図ることを目的に、相談窓口の一本化を進める必要がある。  
・福祉なんでも相談窓口は、依然として、相談先がわからないとの声も聞かれることから、引き続き、窓口の周知が必要である。  
・複合的な福祉課題を包括的に受け止められ、その課題の解決を図ることができる体制へと強化していく必要がある。

・地域包括支援センターが2カ所設置され、総合相談窓口として機能するよう、体制を整え他の部署との連携を図る。  
・あらゆる相談を受け付けられる総合相談窓口の設置に向け、必要な機能や役割を市(健康福祉部)と社会福祉協議会での棲み分けを進める。

##### 2 障がい福祉サービス等の情報提供の充実

障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。

窓口段階で利用しうるサービスに係る情報を提供しつつ、必要に応じて計画相談支援員や「あい」の相談支援員と連携し、対象者に応じたサービスの利用に繋げられた。

HP等を通じたわかりやすい情報の発信に取り組むとともに、申請などに際して対象者に使いやすいものにしていく必要がある。

障がい福祉サービスに関する情報を対象者にわかりやすく案内する体制を整えていく。

##### 3 コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備

地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を、地域生活支援拠点の面的整備として整備します。

必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制に関し、地域生活支援拠点の面的整備として取り組むための検討が進められなかった。

地域生活支援拠点の整備のために、地域の体制づくりを重点的に進める必要がある。

地域生活支援拠点の整備スケジュールを作成し、整備を進めるとともに、整備後は機能充実のため年1回以上の運用状況を検証、検討していく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			<b>③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b>			
			<b>1 地域生活を支援するため関係機関の連携強化</b> 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者や関係機関が連携し、支援するための協議の場を設けます。	・鈴鹿・亀山圏域の精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加するワーキングを精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場に位置付け、職員が参加し、事例検討を通じての情報共有を図り、現状・課題について検討を行った。 ・高齢者においては、医療センター連絡会議や地域包括支援センターとの定例会でケース検討を行い、関係機関が連携しながら支援した。	・精神の医療機関については、近隣市の資源活用が必要であり、緊急性の高い事案等の場合はなど、円滑な連携体制の構築が必要である。	・鈴鹿・亀山圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、顔の見える関係を構築し、事例検討を通して地域の課題を共有しながら、地域包括的ケアシステムの構築を進める。 ・高齢者の地域包括ケアシステムは進化・推進に取り組む。
			<b>2 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築</b> 認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。	精神疾患等のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談支援を行うとともに、鈴鹿厚生病院によるアウトリーチ支援事業等を活用し、支援体制の構築を図った。	困難事案の対応に係る関係機関の連携・協力体制や、資源を活用するための仕組みについて根拠等が整っていない。	・障害者総合相談支援事業による相談支援や鈴鹿厚生病院によるアウトリーチ支援事業等を活用して支援を行っていく。 ・関係機関の連携・協力体制や、資源を活用するための仕組みについて根拠等の整備を図る。
			<b>④障がいのある人の家族支援</b>			
			<b>1 家族の負担軽減</b> 支援制度や障がい福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がい者本人だけでなく、家族も孤立しないように支援します。	・令和2年度に続く感染拡大の影響による、通所サービスの自粛等で、利用者の家族の負担が増加したことを課題と捉え、訪問入浴の利用等訪問型のサービスにつなげるよう努めた。	・コロナ禍が完全収束をしていない中で、サービス利用の自粛等が継続していることにより、障がいのある人を持つ家族の負担が増加している。	感染拡大等により利用者が通所や外出を制限することで発生する新たなニーズを踏まえ、支援のあり方を検討していく必要がある。
			<b>(4)障がい児支援体制の確保(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P46～52)</b>			
			<b>①療育体制の充実</b>			
			<b>1 相談・支援体制の充実</b> 就学前のすべての障がいのある子どもを支援するため、個別・集団による療育事業や保育所・幼稚園・認定こども園との連携による巡回相談の充実を図るとともに、療育など多様な機能を合わせ持つ拠点となる認定こども園の整備を進めます。	・子どもの発達に合わせて、訓練的な要素を取り入れた個別・集団の療育を行った(個別療育相談:0回、0人 集団療育相談:70回、33人)。 ・保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談:7回 三重県立子ども心身発達医療センター 理学療法士巡回指導3回、作業療法士巡回指導4回、CLM巡回指導:2園 34回)。 ・小山田記念温泉病院と「子育て支援の連携・協力に関する協定」KUKSプログラム(短期リハビリテーション6ヶ月)利用4人	・就学前のすべての配慮が必要な子どもの相談・支援体制の充実を図る。	・子どもの発達に合わせて、療育事業や保育所、幼稚園、認定こども園との連携による巡回相談を行う。CLMの実践やみえ発達障がい支援システムアドバイザーを計画的に養成し、発達支援に関する専門性の向上をはかる。 ・児童発達支援センターの整備に向け、方針の策定を行う。
			<b>2 切れ目のない支援体制づくり</b> 障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。	・心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し対応することで、子どもが所属する園や学校、家庭や地域で健やかに成長していけるよう支援を行った(相談件数:615件)。	・障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。	・今後も、相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、子ども包括支援センターなどの関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に向けて取り組んでいく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			<b>②医療的ケア児の支援の充実</b>			
			<b>1 医療的ニーズの高い重症心身障がい児等への支援の充実</b> 医療的ケア児を含む重症心身障がい児の支援を充実するため、関係部署及び関係機関が情報共有し、協議ができる場の設置に向けて取り組みます。	・医療的ケア児(家族)のための「にじいろネット研究会」のスーパーバイズチームに参画し、困難事例の問題解決を図った。 ・医療的ケアが必要な児童に対する日中一時支援事業を提供する事業所の開設等を促進するための加算制度の事業化を図った。	・医療的ケア児に係るケアプラン、サービスを提供できる制度や人材等資源が乏しい。 ・「動ける医療的ケア児」に対応した事業所がない。 ・医療的ケア児の実態把握に当たり、関係部門の情報共有が十分ではない。	・令和4年に「にじいろネット研究会」の当番市となる機会を捉え、部内の連携強化を図り、他市の事例について学ぶ。 ・「にじいろネット研究会」のスーパーバイズチームによる問題解決に向けた支援を活用し医療的ケア児の支援を進める。
			<b>③子育てを支援する受入体制の整備</b>			
			<b>1 障がい児の受入体制の充実</b> 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組むとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するため、放課後デイサービスや放課後児童クラブの充実を図ります。	・「医療的ケア実施ガイドライン」に基づき、保育所における医療的ケア児の対応を適切に実施するとともに、保育所において安全に過ごせる環境整備に努めた。また、関係者会議を開催し、医療的ケア児に関わる機関等と情報共有を図った。 ・障がい児を適切に受け入れられるよう、非常勤職員の登録募集を恒常的に行い、人材の確保に努めた。また私立保育所においても、障がい児の受入がしやすくなるよう、県の補助金制度や市単独の加配保育士人件費補助制度の周知を図った。	・医療的ケア児の就学に向けての情報収集や関係機関との連携が必要である。 ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に伴い、医療的ケア実施ガイドラインなどの見直しを図る必要がある。 ・恒常的に非常勤職員の登録募集を行ってはいるものの、必要な人材の確保が困難な時期もあり、絶対数が少ないことが、課題である。	・医療的ケア児の就学に向けての情報収集や関係機関との連携を図る。 ・障がい児の受入に伴って必要となる加配職員(保育士・看護師・介助員)の人材確保に向けた体制の整備が必要である。 ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に伴い、医療的ケア実施ガイドラインなどの見直しを図る。
			<b>③子育てを支援する受入体制の整備</b>			
			<b>3 障がい児の成長支援</b> すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。	・保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行った。また、小山田記念温泉病院とも連携し、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った。(市巡回相談:14回 三重県立子ども心身発達医療センター 理学療法士巡回指導3回、作業療法士巡回指導4回、CLM巡回指導:2園 34回、KUKSプログラム実施者 4名)	・保育所、幼稚園、認定こども園職員が医療機関からの指導・助言やCLM等を活用し配慮が必要な児童が充実した園生活を行えるよう支援を実施する必要がある。	・引き続き、医療機関の巡回訪問やKUKSプログラムを活用すると共に、みえ発達障がい支援システムアドバイザー(令和3保健師年度1名認定)を中心に保育所、幼稚園、認定こども園でCLMを実施し、保育士や教職員のスキルアップを図る。
			<b>④特別支援教育の充実</b>			
			<b>1 特別支援教育の充実</b> 子どもの個々の課題解決に向けた適切な支援を行うため、園の巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。	・特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別的教育支援計画や個別の指導計画」の作成を行った。また、関係機関と連携し支援につなげることができた。	保育所・幼稚園・小学校・中学校までの共通した様式での、支援情報の引き継ぎをしていくことが求められている。	・引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別的教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。
			<b>2 インクルーシブ教育の推進</b> すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築(支援体制の充実)をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組めます。	・特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るための研修会を行った。	全ての教職員がインクルーシブ教育の考え方を理解し、支援につなげる必要がある。	引き続き、教員の専門性を高める研修会を開催する。また、経験年数の浅い教職員や保護者等への理解を進める。
			<b>3 進路選択と自立の支援</b> 切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのーと」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。 ・卒業後の進学や就労に不安を抱える相談者については、関係機関(学校等)より普段の様子等を事前に伺ったうえで、相談者自身のペースを尊重しつつ、実態に沿った支援実現に取り組んだ。	・切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのーと」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。 ・卒業後の進学や就労に不安を抱える相談者については、関係機関(学校等)より普段の様子等を事前に伺ったうえで、相談者自身のペースを尊重しつつ、実態に沿った支援実現に取り組んだ。	・関係機関との連携を強化することが求められる。 ・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。	・引き続き、「にじいろのーと」の作成や活用を進めるとともに、卒業後の進路先等との連携を行っていく。 ・切れ目のない支援体制実現のため、引き続き各関係機関との連携を図っていくとともに、要支援者に「青少年総合支援センターの活用」が選択肢の一つとして情報が届くよう継続発信していく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性												
3 自立した生活のできる体制づくり																		
(5)雇用・就業機会の確保と拡大(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P53~58)																		
①就労準備支援の充実																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; padding: 5px;"> <b>1 職場実習事業の活用促進</b>            障がい者の就労訓練として、市の庁舎内で実施している職場実習事業の活用を図ります。         </td> <td style="width:25%; padding: 5px;">           令和2年度に引き続き、感染症拡大防止対策の観点から、出勤職員の人数削減が行われたため、市の庁舎内での職場体験実習については中止することとなった。         </td> <td style="width:25%; padding: 5px;">           市の庁舎内で実施している職場実習事業について、職場体験の受入れ部署について毎年同じ部署のみとなっている。また、健康福祉部以外の部署での実習を検討する場合、受入れ担当職員への事前研修や実習生を見守る支援員が必要である。         </td> <td style="width:25%; padding: 5px;">           ・庁内の職場実習事業の実施体制について改善点等検討していく。         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <b>2 ハローワーク等との連携による就労の促進</b>            ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組めます。         </td> <td style="padding: 5px;">           総合相談支援センターあいにおいて、就労に関する内容として年間137件の支援を行った。また、相談者の状況にあわせて、必要に応じ、ハローワークへの同行支援や障害者就業・生活支援センターにつなぐなど、一般就労につながるよう継続的な支援を行った。            ・事業者に対しては、亀山市雇用対策協議会等で相談窓口の周知を行った。            ・ハローワークからの依頼を受け、市広報に「特定求職者雇用開発助成金」の制度変更について周知文書を掲載した。         </td> <td style="padding: 5px;">           ・感染拡大により、例年ハローワーク等の外部機関と共同で実施する雇用促進の機会に係る取組みができなかった。            ・事業主や障がいのある労働者への効果的な支援には、就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等のさらなる連携が必要である。         </td> <td style="padding: 5px;">           障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める。         </td> </tr> </table>							<b>1 職場実習事業の活用促進</b> 障がい者の就労訓練として、市の庁舎内で実施している職場実習事業の活用を図ります。	令和2年度に引き続き、感染症拡大防止対策の観点から、出勤職員の人数削減が行われたため、市の庁舎内での職場体験実習については中止することとなった。	市の庁舎内で実施している職場実習事業について、職場体験の受入れ部署について毎年同じ部署のみとなっている。また、健康福祉部以外の部署での実習を検討する場合、受入れ担当職員への事前研修や実習生を見守る支援員が必要である。	・庁内の職場実習事業の実施体制について改善点等検討していく。	<b>2 ハローワーク等との連携による就労の促進</b> ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組めます。	総合相談支援センターあいにおいて、就労に関する内容として年間137件の支援を行った。また、相談者の状況にあわせて、必要に応じ、ハローワークへの同行支援や障害者就業・生活支援センターにつなぐなど、一般就労につながるよう継続的な支援を行った。 ・事業者に対しては、亀山市雇用対策協議会等で相談窓口の周知を行った。 ・ハローワークからの依頼を受け、市広報に「特定求職者雇用開発助成金」の制度変更について周知文書を掲載した。	・感染拡大により、例年ハローワーク等の外部機関と共同で実施する雇用促進の機会に係る取組みができなかった。 ・事業主や障がいのある労働者への効果的な支援には、就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等のさらなる連携が必要である。	障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める。				
<b>1 職場実習事業の活用促進</b> 障がい者の就労訓練として、市の庁舎内で実施している職場実習事業の活用を図ります。	令和2年度に引き続き、感染症拡大防止対策の観点から、出勤職員の人数削減が行われたため、市の庁舎内での職場体験実習については中止することとなった。	市の庁舎内で実施している職場実習事業について、職場体験の受入れ部署について毎年同じ部署のみとなっている。また、健康福祉部以外の部署での実習を検討する場合、受入れ担当職員への事前研修や実習生を見守る支援員が必要である。	・庁内の職場実習事業の実施体制について改善点等検討していく。															
<b>2 ハローワーク等との連携による就労の促進</b> ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組めます。	総合相談支援センターあいにおいて、就労に関する内容として年間137件の支援を行った。また、相談者の状況にあわせて、必要に応じ、ハローワークへの同行支援や障害者就業・生活支援センターにつなぐなど、一般就労につながるよう継続的な支援を行った。 ・事業者に対しては、亀山市雇用対策協議会等で相談窓口の周知を行った。 ・ハローワークからの依頼を受け、市広報に「特定求職者雇用開発助成金」の制度変更について周知文書を掲載した。	・感染拡大により、例年ハローワーク等の外部機関と共同で実施する雇用促進の機会に係る取組みができなかった。 ・事業主や障がいのある労働者への効果的な支援には、就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等のさらなる連携が必要である。	障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める。															
②雇用の場の確保																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; padding: 5px;"> <b>1 障がい者就労施設等への支援</b>            就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。         </td> <td style="width:25%; padding: 5px;">           ・亀山市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を掲げ、市における物品等の調達に適用し、障がい者就労施設等の仕事の確保につなげた。         </td> <td style="width:25%; padding: 5px;">           毎年同一の物品等調達であり、障がい者の社会参加につながるためには、より広い品目・分類での調達となることが必要である。         </td> <td style="width:25%; padding: 5px;">           障害者就労施設等からの物品調達が推進できるよう調達方針を作成し、調達実績の公表を行い、関係各課に呼びかけていく。         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <b>2 企業における障がい者雇用の促進</b>            企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。         </td> <td style="padding: 5px;">           ・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において総合相談支援センターあいや三重県障害者職業センターなどの相談や支援を行う機関の周知に努めた。また、一般就労を支援する機関の紹介を行い、障がい者雇用への理解と協力を呼びかけた。         </td> <td style="padding: 5px;">           一般就労に移行・定着できるには、職場での障がい者の理解が進むことが必要である。         </td> <td style="padding: 5px;">           ・感染収束の状況を見極め、引き続き、身近な地域で参加ができる就職説明会や、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の活用等、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、福祉施設等と連携し、障がい者雇用の促進に取り組む。            ・引き続き、一般就労に向けた障がい者雇用に関する情報発信を行い、市内企業への働きかけを行っていく。また、障がいのある人に対して合理的配慮を行えるよう、雇用対策協議会等を通じてリーフレットなどを配布して周知する。         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <b>3 社会的事業所への支援</b>            一般企業での就労が困難な障がい者が、障がいに配慮した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。         </td> <td style="padding: 5px;">           ・社会的事業所の新規参入に対する補助制度はあるものの、新たな新規参入事業者に関する情報はなかった。社会的事業所への役務の調達を行った。         </td> <td style="padding: 5px;">           ・新たな社会的事業所の参入に関する情報はなく、三重県社会的事業所創業支援モデル事業補助金交付要領が廃止されていることから、市の補助制度についても廃止も含めて検討する必要がある。         </td> <td style="padding: 5px;">           ・今後も新たな参入が見込めないのであれば新規参入に対する補助金制度の廃止を含めて検討をする。現在の社会的事業所については、物品等の調達をするなどの支援を継続していく。         </td> </tr> </table>							<b>1 障がい者就労施設等への支援</b> 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。	・亀山市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を掲げ、市における物品等の調達に適用し、障がい者就労施設等の仕事の確保につなげた。	毎年同一の物品等調達であり、障がい者の社会参加につながるためには、より広い品目・分類での調達となることが必要である。	障害者就労施設等からの物品調達が推進できるよう調達方針を作成し、調達実績の公表を行い、関係各課に呼びかけていく。	<b>2 企業における障がい者雇用の促進</b> 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。	・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において総合相談支援センターあいや三重県障害者職業センターなどの相談や支援を行う機関の周知に努めた。また、一般就労を支援する機関の紹介を行い、障がい者雇用への理解と協力を呼びかけた。	一般就労に移行・定着できるには、職場での障がい者の理解が進むことが必要である。	・感染収束の状況を見極め、引き続き、身近な地域で参加ができる就職説明会や、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の活用等、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、福祉施設等と連携し、障がい者雇用の促進に取り組む。 ・引き続き、一般就労に向けた障がい者雇用に関する情報発信を行い、市内企業への働きかけを行っていく。また、障がいのある人に対して合理的配慮を行えるよう、雇用対策協議会等を通じてリーフレットなどを配布して周知する。	<b>3 社会的事業所への支援</b> 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がいに配慮した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。	・社会的事業所の新規参入に対する補助制度はあるものの、新たな新規参入事業者に関する情報はなかった。社会的事業所への役務の調達を行った。	・新たな社会的事業所の参入に関する情報はなく、三重県社会的事業所創業支援モデル事業補助金交付要領が廃止されていることから、市の補助制度についても廃止も含めて検討する必要がある。	・今後も新たな参入が見込めないのであれば新規参入に対する補助金制度の廃止を含めて検討をする。現在の社会的事業所については、物品等の調達をするなどの支援を継続していく。
<b>1 障がい者就労施設等への支援</b> 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。	・亀山市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を掲げ、市における物品等の調達に適用し、障がい者就労施設等の仕事の確保につなげた。	毎年同一の物品等調達であり、障がい者の社会参加につながるためには、より広い品目・分類での調達となることが必要である。	障害者就労施設等からの物品調達が推進できるよう調達方針を作成し、調達実績の公表を行い、関係各課に呼びかけていく。															
<b>2 企業における障がい者雇用の促進</b> 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。	・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において総合相談支援センターあいや三重県障害者職業センターなどの相談や支援を行う機関の周知に努めた。また、一般就労を支援する機関の紹介を行い、障がい者雇用への理解と協力を呼びかけた。	一般就労に移行・定着できるには、職場での障がい者の理解が進むことが必要である。	・感染収束の状況を見極め、引き続き、身近な地域で参加ができる就職説明会や、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の活用等、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、福祉施設等と連携し、障がい者雇用の促進に取り組む。 ・引き続き、一般就労に向けた障がい者雇用に関する情報発信を行い、市内企業への働きかけを行っていく。また、障がいのある人に対して合理的配慮を行えるよう、雇用対策協議会等を通じてリーフレットなどを配布して周知する。															
<b>3 社会的事業所への支援</b> 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がいに配慮した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。	・社会的事業所の新規参入に対する補助制度はあるものの、新たな新規参入事業者に関する情報はなかった。社会的事業所への役務の調達を行った。	・新たな社会的事業所の参入に関する情報はなく、三重県社会的事業所創業支援モデル事業補助金交付要領が廃止されていることから、市の補助制度についても廃止も含めて検討する必要がある。	・今後も新たな参入が見込めないのであれば新規参入に対する補助金制度の廃止を含めて検討をする。現在の社会的事業所については、物品等の調達をするなどの支援を継続していく。															

基本目標	実施目標	実施方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			<b>4 農福連携による新たな雇用機会の創出</b> 農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。	研修等に参加することができなかったが、令和4年度以降の新規事業の検討段階において農福連携の可能性を検討した。	具体的な事業の実現に向け、情報収集を行うとともに事業の実施手法について検討を行う必要がある。	機会を捉えて研修等に積極的に参加するとともに、具体的な事業において農福連携の要素を採り入れられるよう検討していく。
			<b>5 市職員の障がい者雇用</b> 市役所における障がい者雇用は、公的な役割や障害者雇用促進法を踏まえ、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。	・市長部局における法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障がい者数、いわゆる「不足障がい者数」はない。 ・職場環境に適應できない等、継続的な雇用に繋がることができないことがあった。	・障がい者への必要な配慮事項についてヒアリングの実施。 ・法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障がい者数に不足がないよう計画的に採用に取り組む。	
<b>③就労定着に向けた支援</b>						
			<b>1 就労定着のための訪問・面談等の支援の充実</b> 就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整等を行う就労定着支援サービスを活用し、障がい者が仕事を継続できるよう支援します。	令和3年度中の就労定着支援事業の利用者は0人であった。	・就労定着支援事業の利用促進のため、事業の内容や利用申請の方法等について周知していく必要がある。	・一般就労の対象者に就労定着支援事業のサービスの案内を行い、事業の利用に繋げ就労が継続できるよう支援していく。 ・本人が悩みを抱えこみ離職に至らないよう、関係機関と連携を図りながら、継続的な支援に努める。
			<b>2 就労に関する情報提供・相談体制の充実</b> 障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組みます。	・感染拡大により、例年ハローワーク等の外部機関と共同で実施する雇用促進の機会に係る取組みができなかった。 ・ハローワークからの依頼を受け、市広報に「特定求職者雇用開発助成金」の制度変更について周知文書を掲載した。	・感染拡大等に起因してハローワークと連携した面接等の取組みを中止している。	・亀山市雇用対策協議会等の機会を通じて、障がいのある人の雇用や就労に関する相談・支援を行う機関として、総合相談支援センターあいの相談窓口等について周知していく。 ・感染収束の状況を見て、ハローワークと連携した取組みを再開する。
<b>(6)自立生活のための環境整備(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P59～66)</b>						
<b>①障がい福祉サービスの充実</b>						
			<b>1 自立を支えるサービスの充実</b> 障がい者のニーズを把握し、訪問入浴等の新たなサービスの検討を行い、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。	・障害支援区分の審査会を開催し、個々の状況・特性に応じた区分認定を行い、各種サービスの支給決定に繋がった。また、令和2年度に引き続き、感染拡大の影響で、通所入浴サービスを制限した利用者に対し、訪問入浴サービスを提供する等対応した。 ・第2次障がい者福祉計画の見直しに係るアンケートを実施し、求められるサービスの把握のための資料となった。	障がい者の自立を支援するサービスの提供を行うため、引き続きニーズの把握や社会資源の開発、相談体制の構築を進める必要がある。	アンケート調査の結果を活用して、障がいのある人やその家族のニーズを把握し、必要な施策の検討や体制の構築を進めていく。
			<b>2 情報提供・コミュニケーション支援の充実</b> 障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。	令和3年度の手話通訳者派遣事業は2件、要約筆記者派遣事業は0件であった。	利用者が少ない状況が続いていることから、他の伝達・コミュニケーション手段や活用媒体を含め、手話通訳のニーズを検証していく必要がある。	・意思疎通支援を必要とされる人支援がつながるよう、窓口における意思疎通支援事業の利用案内等、周知を行っていく。 ・障がいがある人の特性に応じた多様な手段による情報提供を検討していく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			<b>3 居住環境の整備</b> グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後への備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組みます。	地域での自立した生活を支援するための拠点づくりに係る検討・議論が十分進められなかった。	地域生活支援拠点の整備のために、特に課題である緊急時の受け入れ対応先の確保や体験的宿泊のための居室確保の事業化、地域の体制づくりを重点的に進める必要がある。	地域生活支援拠点の整備のため、緊急時の受け入れ先や体験的宿泊のための居室の確保等に係る地域の体制づくりを構築していく。
			<b>②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</b>			
			<b>1 亀山駅周辺整備に伴うバリアフリー化の推進</b> 亀山駅周辺の整備において、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに努めます。	・市街地再開発事業により整備する施設建築物及び公共施設(道路・駅前広場)について、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合が実施する工事への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めた。	・現在、工事の実施に伴い、交通規制や迂回路等の設定により、交通障害が発生していることから、早期の供用に向け工事を進める必要がある。	・令和2年度に着手した施設建築物及び公共施設について、組合が実施する工事への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を実施し完成させる。 <今後の予定> 施設建築物工事：R2～R4 公共施設工事：R2～R4
			<b>2 公共施設等のバリアフリー化の推進</b> 施設等の建設において、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、おもいやり駐車場の適正利用等、優しさと思いやりのある行動を促します。	各部署からの依頼を受けた公共施設の修繕や建築に際しては、可能な限りバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮し整備した。	古い公共施設ではバリアフリー化が困難なものもある。	ユニバーサルデザインの啓発普及について努力します。
			<b>3 道路等の安全確保の整備</b> 道路の整備は、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進めます。また、視覚障がい者誘導用ブロックの維持管理等、歩行者の安全確保に努めます。	和賀白川線整備事業について、三重県ユニバーサルデザイン整備基準適合表に基づき工事を行った。	三重県から歩道への視覚障害者誘導ブロックの設置を検討するように指導をいただいた。	歩道切り下げ部の始点・終点に点状ブロックの設置を行うこととし、視覚障害者の視点に立った安全性に配慮した整備を進めていく。
			<b>4 障がい者に配慮した市営住宅の整備</b> 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。	民間事業者が建設したバリアフリー化した北町住宅8戸を令和3年10月から借上げ、提供することができた。	民間賃貸住宅を市営住宅に転用して欲しいという事業提案者が少ない。	今後もバリアフリー化した民間賃貸住宅の借上げの推進に努めます。
			<b>5 有効な情報提供手段の導入</b> 障がいの有無を問わず情報を得られ、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応等、情報提供の充実を図ります。	・個々のページ更新時に、対応が不十分な箇所があった場合はその都度改善を行い、誰もが情報を得られるよう対応した。 ・利用者の利便向上のため、特別障害者手当や障害児福祉手当の手引きを作成し、ホームページに掲載するとともに、広報に記事を掲載した。	・職員研修を実施できなかったため、職員のウェブアクセシビリティに対する理解を促進する必要がある。	・職員研修の実施やホームページ作成マニュアルの作成などを通じて、ウェブアクセシビリティの向上を図る。

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			<p><b>③防災・安全対策の充実</b></p> <p><b>1 防災知識に関する情報提供の充実</b> 災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。</p> <p><b>2 災害時の要支援者対策の推進</b> 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を再構築するとともに、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう努めます。</p> <p><b>3 福祉避難所の確保、備蓄品の充実</b> 災害時等に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が避難できる福祉避難所を確保するとともに、障がい者に配慮した日常生活用具等の備蓄を充実します。</p>	<p>・地域が実施する防災訓練や出前講座等で、災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図った。</p> <p>・避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、避難行動要支援者名簿を活用した地域の防災訓練等について周知啓発を行った。</p> <p>・避難行動要支援者名簿に係る避難支援者向けの取扱いについて、自治会連合会からの意見を踏まえ、令和3年5月に策定した。</p> <p>・当該取扱いに基づき、亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱を一部改正し、名簿情報の提供先を変更した。</p> <p>・備蓄している避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について検討を行った。</p>	<p>・災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を実施しているものの、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりの確立には至っていない。</p> <p>・避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画の作成を進めていく必要がある。</p> <p>・避難行動要支援者名簿の取扱いに基づき、平時からの名簿情報の外部提供未同意者への啓発を図りながら、名簿の更新作業を進める必要がある。</p> <p>・備蓄品なども含めて、福祉避難所協定事業所との協議の場が年1回程度必要である。</p>	<p>・地域が実施する防災訓練時に、障がいのある方が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いす等を利用した避難訓練等、障がいのある方を想定した訓練を引き続き行っていく。</p> <p>・避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、避難行動要支援者名簿を活用した地域における避難行動要支援者支援に関する普及啓発を引き続き行うとともに、亀山市総合防災マップを活用した普及啓発を行う。</p> <p>・避難行動要支援者名簿の取扱いに基づき、登録情報の充実を図りつつ、名簿の更新作業を進める。</p> <p>・令和3年度に作成した亀山市備蓄・調達基準に基づき、避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について随時検討を行う。</p> <p>・福祉避難所協定事業所と市の関係部署との協議の機会を設定し災害時の福祉避難所として準備をしていく。</p>
			<p><b>④権利擁護対策の充実</b></p> <p><b>1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築</b> 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを検討します。</p> <p><b>2 成年後見制度の利用の促進</b> 成年後見制度の積極的な情報提供を行い、制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議します。</p>	<p>・成年後見制度利用助成事業実施要綱の見直しについて検討を行った。</p> <p>・専門職(弁護士会、司法書士会等)や関係機関・団体(地域包括支援センター等)に対してヒアリング調査を実施し、本市の成年後見制度を取り巻く実情を聴き取りした上で、中核機関の設置に向けた意見交換を行った。</p> <p>・成年後見制度利用促進計画に基づいた中核機関の事業化に向けた検討を進めた。</p> <p>・地域包括支援センターを通じて、成年後見制度について周知した。</p>	<p>・成年後見制度利用助成事業実施要綱の対象者が市長申立てに限られているため、国の通知に即して、是正の必要がある。</p> <p>・本市における中核機関の設置に向け、弁護士や司法書士などの専門職や家庭裁判所など、関係性の構築や、備えるべき機能の検討が必要である。</p> <p>・弁護士等の専門職後見人は助成制度が浸透しつつあるが、親族後見人等には周知が必要である。</p>	<p>・中核機関の設置に向け、成年後見制度利用助成事業実施要綱の見直しを進めていく。</p> <p>・成年後見制度の申立、受任、後見人支援をはじめ、法人後見の受任機関の確保や受任調整会議の設置など、政権後見制度の利用促進に向けた地域連携ネットワークの構築を進めていく。</p> <p>・成年後見制度に係る窓口は、今後高齢者と障がい者の部署が連携を図った情報提供を行っていく必要がある。また、法人後見制度は、中核機関の設置にあわせ、一体的に整理していけるよう進めていく。</p>

基本目標	実施目標	施策方向	取組内容	令和3年度実績・成果	これまでの課題	令和4年度以降の方向性
			<b>3 日常生活自立支援事業の充実</b> 判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。	・知的・精神障がいがある人が、地域において自立した生活ができるよう、生活支援員がサポートをし、日常生活における福祉課題があれば、CSWIにつなげる等支援を行った。	・利用者とその家族が事業を十分に理解できていないケースや解決困難な課題を抱えるケースも多いため、組織間の連携によりサポートする必要がある。	・自立支援において、金銭管理は重要かつ困難が生じやすい課題であるため、周知・啓発活動を行い、本人や支援者の理解を高めていく。
			<b>4 虐待防止による権利利益の擁護</b> 関係各室、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。	・R4.3高齢者・障がい者虐待防止代表者会議を書面で開催。市内で発生する虐待案件の状況を情報共有し、連携強化した。	・虐待事案の増加傾向がみられ、普段から成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度の活用、地域関係者との見守りなどの連携により、介護者の負担を軽減し虐待の起こりにくい環境を整備する必要がある。 ・虐待ケースは様々な問題が複雑化している中で発生しており、関係機関が情報を共有しそれぞれの役割で連携し支援をする必要がある。	・地域包括支援センターを2カ所に設置し、虐待通報が速やかに関係期間に繋がるよう、連携を行っていく。 ・今後も高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を開催し、関係機関との情報共有を継続的に行っていく